資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
後藤　英之	中野区議会議員	日本地域政経研究会	東京都中野区中央四―一四―一	後藤　英之	二六、一二、三
佐野　秀光	衆議院議員	支持政党なし	東京都大田区蒲田四―二二―二	佐野　秀光	二六、一一、二六
鈴木　隼人	衆議院議員	徳人会	東京都千代田区永田町二―一一―二	鈴木　隼人	二六、一二、二五
角田　秀穂	衆議院議員	角田秀穂後援会	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	角田　秀穂	二七、一、六
平野　貞夫	衆議院議員	平野貞夫平成南学会	東京都台東区竜泉一―二八―六	平野　貞夫	二六、一一、二七
宮路　拓馬	衆議院議員	拓翔会	東京都千代田区永田町二―二―一	宮路　拓馬	二六、一二、二五
山内　康一	衆議院議員	山内康一後援会	東京都三鷹市井の頭一―一〇―一七	山内　康一	二六、一一、一七
山口　和之	参議院議員	想いをかたちにする会	東京都千代田区永田町二―一―一	山口　和之	二六、一一、二六
山本　有二	衆議院議員	地球環境研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	山本　有二	二六、一二、二二
若狭　勝	衆議院議員	わかさ会	東京都千代田区永田町二―二―一	若狭　勝	二六、一二、一九

○総務省告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
荒井　和夫	東京都議会議員	あらい和夫後援会	主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座八―一二―六	東京都中央区銀座六―四―七
岡本　三成	衆議院議員	三成会	主たる事務所の所在地	埼玉県所沢市北所沢町二二六八―二	埼玉県所沢市小手指町一―六
佐藤　正夫	衆議院議員	佐藤正夫政策研究会	主たる事務所の所在地	福岡県北九州市小倉北区熊本一―二―一	東京都千代田区永田町二―一―二
新開　裕司	衆議院議員	裕山会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区綱場町五―九	東京都千代田区永田町二―二―一
棚橋　泰文	衆議院議員	２１世紀を拓く会	主たる事務所の所在地	岐阜県大垣市万石三―一	岐阜県大垣市桐ケ崎町九三
藤井　孝男	衆議院議員	藤井孝男後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一―二	岐阜県大垣市万石三―一
三日月大造	滋賀県知事	キラリ会	主たる事務所の所在地	滋賀県草津市野村四―二―五	東京都千代田区永田町二―一―二
山崎　順子	衆議院議員	がんばれ円より子クラブ	公職の種類	衆議院議員	参議院議員
渡辺　喜美	衆議院議員	温故知新の会	主たる事務所の所在地	栃木県那須塩原市西朝日町一五―一二	滋賀県草津市東草津一―一―五五

○総務省告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐野　秀光	衆議院議員	安楽死党	東京都大田区蒲田四―二二―二	佐野　秀光	二六、一一、二六

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
武山百合子	衆議院議員　海と陸と空の会	埼玉県春日部市西金野井一八九六―五	武山百合子	二六、一一、二五
三井　辨雄	衆議院議員　三井わきおと進む会	北海道札幌市北区北三十六条西四―二―五	三井　辨雄	二六、一二、一七

○総務省告示第五十一号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
海賊党	秋元　幸久	秋元　幸久	東京都港区南青山三―七―九

○総務省・国土交通省告示第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第五条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

国土交通大臣　太田　昭宏

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

一　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

1　本基本指針の背景

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅その他の建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）が年々増加している。このような空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する「空家等」をいう。以下同じ。）の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。今後、空家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところである。